6	(1)　滋賀県高島市勝野1894　(155.50) (2)　滋賀県高島市音羽字音羽山989―2　(697.00)	北緯35度17分50秒東経136度00分09秒の地点と北緯35度17分47秒東経135度59分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度17分46秒東経135度59分53秒の地点と北緯35度17分23秒東経135度58分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号　(62.30) (2)　福岡県筑紫野市大字山家桃谷国有林4林班は小班内　(197.50)	北緯33度35分03秒東経130度24分15秒の地点と北緯33度29分52秒東経130度32分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号　(67.30) (2)　福岡県福岡市南区大字柏原字荒谷1136番地　(286.50)	北緯33度35分03秒東経130度24分15秒の地点と北緯33度32分53秒東経130度24分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　福岡県福岡市南区檜原6丁目27番1号　(77.30) (2)　福岡県福岡市南区大字柏原字荒谷1136番地　(286.50)	北緯33度32分00秒東経130度23分20秒の地点と北緯33度31分03秒東経130度23分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第二百二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第三項の規定に基づき、昭和三十九年郵政省告示第六百五十一号（電波法による伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十一日

総務大臣　原口　一博

一　昭和三十九年郵政省告示第六百五十一号（電波法による伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二五の項を次のように改める。

二五	削除

第二項の表二七の項を次のように改める。

二七	削除

二　昭和四十一年郵政省告示第三百六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一三の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表一四の項及び一五の項を次のように改める。

一四	削除
一五	削除

三　昭和四十五年郵政省告示第七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表六の項及び七の項を次のように改める。

六	削除
七	削除

四　昭和四十九年郵政省告示第四百五十二号（電波法等の規定による伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表六の項を次のように改める。

六	削除

第二項の表七の項及び九の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

五　昭和六十年郵政省告示第二百十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項を次のように改める。

四	削除

第二項の表五の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

六　昭和六十二年郵政省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五の項を次のように改める。

五	削除

七　昭和六十三年郵政省告示第二百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を次のように改める。

三	削除

第二項の表四の項、七の項及び一一の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

八　平成三年郵政省告示第二百三十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を次のように改める。

三	削除

第二項の表四の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表四六の項及び四七の項を次のように改める。

四六	削除
四七	削除

九　平成七年郵政省告示第三十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一四の項を次のように改める。

一四	削除

第二項の表一八の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表二〇の項を次のように改める。

二〇	削除